

Title	國學院大學教授神谷龍男氏提出學位請求論文審査要旨
Sub Title	A report on the doctorate thesis presented by Tatsuo Kamiya
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.8 (1959. 8) ,p.107- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590815-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國學院大學 神谷龍男氏提出學位請求論文審査要旨

學位論文として提出された著書「國際連合の安全保障——その歴史と理論——」(有斐閣)は、第一部を「國際連合成立の歴史」とし、第二部を「國際連合における安全保障の構造」として、國際連合成立の歴史と關連させつつ、その安全保障の構造を専門的、體系的に究明したもので、この種専門的研究の數少い著書の一つであり、とくに、我國國際連合研究の水準を前進的に劃した點で高く評價されるべきものである。

次に本書の中で注目すべき點を具體的にのべる。

まず、第一部「國際連合成立の歴史」は、第一章「ダンバートン・オークスの提案」、第二章「ヤルタ會談の意義」、第三章「サンフランシスコ會議による展開——とくに憲章第五一條の挿入について——」よりなつている。

第一部「國際連合成立の歴史」全體について、まず、いいうることとは、外交史の専門家ならともかくとして、國際法學者として、國際法研究の見地からすれば、最大限と思われる程、廣く資料に當つ

神谷龍男氏提出學位請求論文審査要旨

た勞作として高く評價されてよい。

とくに、安全保障理事會の表決方法、わけでも拒否權設定の經緯についての詳細な解明は、他に見ることのできない特色であつて、これらは、第一章第二節「安全保障理事會の表決方法をめぐる英・ソの論争」及び第二章第二節「安全保障理事會の表決問題の決着」でのべられている。

また、安全保障理事會における拒否權設定と關連して、憲章に例外規定である第五一條が挿入されるにいたつた詳細な經緯については、第三章第二節「地域の取極に關する審議」及び第三節「チャブルテック協定と憲章第五一條の挿入」で取り扱つている。

これら國際連合の安全保障についての根本問題をその設立經緯について究明しつつ、第二部において、安全保障の理論を展開している。

本書の重點は第二部「國際連合における安全保障の構造」にかかっている。

第二部は第一章「安全保障理事會による安全保障」、第二章「地域の協定及び機關による強制行動(地域の安全保障)」、第三章「集團自衛」、第四章「過渡的安全保障」、第五章「安全保障理事會による安全保障の限界と所謂總會強化の決議」よりなつている。

まず、第二部全體について、いいうことは、我國では、専門的

に體系的に、國際連合の安全保障の構造を究明した唯一の著書といつてよいことである。

以下、各章各節にわたつてその注目すべき點をあげる。

第一章については、まず、特色をなすのは、第三節の「暫定措置」についてである。これまで「暫定措置」については、餘り研究がなされていなかつた。本書はこの暫定措置を、註において、きわめて詳細な事例を付して解明している。また、第五節「兵力の使用方法」については、とくにそのうち、第一項「特別協定」及び第三項「空軍部隊の緊急利用」に特色があり、第一項「特別協定」については、これまで用いられなかつた軍事參謀委員會の中間報告を活用した新しい研究で、これは憲章でいう第四三條の研究に該當し、これと関連して、第三項「空軍部隊の緊急利用」が究明され、この第三項は憲章第四五條の研究に該當し、そして、この第四五條の解釋は非常に難解とされているところである。というのは、第四三條と第四五條の關係が不明確だからである。すなわち、第四五條で、安全保障理事會が緊急利用のため、加盟國の國內空軍割當部隊を決定するのは、第四三條の特別協定の締結後か、それとも、右特別協定締結の際、これと一緒に決定されるのか疑問だからである。従つて、今までこの點の究明はほとんどなされていなかつた。本書はこの點に着目して、ほとんどこれまで、なされなかつた第四三條と第四五條

の關係を解明し、特別協定締結の際、これと一緒に空軍割當部隊の決定がなされるべきものだろうと結論づけているが、この研究は高く評價されるべきものである。

なお、第七節「安全保障理事會の表決方法」についても、これまで本書の如き詳細にまとめた研究はほとんどなく、これは憲章第二七條の解釋に該當するところであるが、とくにその解釋に困難をきたすのは、棄權や缺席の場合である。本書はこれらの點について、安全保障理事會の實例に着目しつつ究明した點に特色があるといえる。

次に、第二章「地域的協定及び機關による強制行動」いわば、地域の安全保障についてであるが、ここではとくに、地域的強制行動としての集團自衛行動と地域的強制行動としての所謂敵國に對する強制行動との位置づけが明確になされている。この點は、これまで所謂敵國に對する強制行動についての研究、すなわち、第一〇七條、第五三條一項後段の研究がほとんどなされていなかつたため、右の關係が明確になされていなかつた。本書は後の第四章第三節「所謂敵國に對する特殊な過渡的安全保障」において精緻な研究がなされているため、地域的強制行動としての集團自衛行動と地域的強制行動としての所謂敵國に對する強制行動との、國際連合における安全保障の構造における位置づけが明確にされている點は注目に價す

る。

なお、地域の強制行動と安全保障理事会による一般的安全保障との原則的な在り方についての、憲章第五三條一項但書の解釋についても、從來全く等閑に付されていた點、すなわち、平和の脅威の場合についての論及も特に注目に價する。

第三章「集團自衛」については、その第三節「自衛の統制と第五一條の解釋」は、これまででない研究である。

次に本書の最も主力の注がれ、また、國際連合研究の水準を劃期的に高めたといふ出色の研究は、第四章「過渡的安全保障」である。このうち、とくに第一〇六條の過渡的安全保障の研究は從來皆無と言つてよいものである。

これは、憲章解釋中の最も難解であるとされる第一〇六條と第一〇七條及び第五三條一項後段の研究である。まず、第一節序説では、國際連合に代る過渡的安全保障（第一〇六條の共同行動）と所謂敵國に對する特殊な過渡的安全保障（第一〇七條、第五三條一項後段による強制行動）との、兩者の過渡性の究明に注がれている。

第二節で、國際連合に代る過渡的安全保障、すなわち第一〇六條の共同行動についての、きわめて精緻な研究がなされている。例えば、本書はこの點について「なお、第一〇六條に關して、パレスチナ問題討議の際、シリア代表が安全保障理事会でのべた解釋がある。す

なわち、第一〇六條は、理事會が所謂侵略の存在を決定し、また武力行使を含む強制行動の必要を決定してから後にだけ、武力行使を含む共同行動をとることを五大國に許しているのだとの解釋である。この解釋によると、五大國の武力行使を含む共同行動は、理事會の武力行使を含む強制行動に代るものであるから、このような五大國の共同行動は、理事會が所謂侵略の存在を決定し、さらにこれに對して、武力行使を含む強制行動の必要を決定してから後にはじめて許されるのだといふのであろう。この解釋は、過渡的期間中の理事會の權限と五大國の權限との限界をいくらかきめておくことになり、都合のよい點もあるが、この限界のために、理事會が所謂侵略の存在を決定し、さらに、武力行使を含む強制行動の必要を決定してからでなければ、五大國の共同行動（軍事行動を含む）がとれないといふのも問題であらう。なぜなれば、實際に侵略が行われていても、理事會が右の諸決定をしなければ、五大國の軍事的共同行動がとれないと嚴格に限定してしまうことは、第一〇六條のおかれた趣旨を没却してしまうことになると思われからである（理事會の決定が拒否權のため不成立になることが多い點を考慮すれば、なおさらのことである）とのべている如きは、その例證である。

なお、第三節「所謂敵國に對する特殊な過渡的安全保障」もこれまで、きわめて數少い研究の一つで、とくに第一〇七條の困難な解

釋を含み、第一〇七條にいう「その行動に責任ある政府」の究明は、第五三條一項後段の「關係政府」の究明とともに、とくに高く評價されるべきものである。この點が不明確であれば、第一〇七條及び第五三條一項後段の解釋は意味をなさないといつてよいからである。

要するに、第四章によつて、二つの過渡的安全保障の、國際連合の安全保障構造における位置づけが明確にされた。これまで、これらの點は解釋上困難のため放置されていたといつてもよい。

第五章は「安全保障理事會による安全保障の限界と所謂總會強化の決議（平和のための統合決議）」であるが、ここでは、第二節の「所謂總會強化の決議」について、かなり詳細な解釋がなされている。これは、すでに國際法外交雜誌にのせられた論文で、それを本書で補充、加筆したものであつて、右決議についての最初の解釋といつてよい。ここでは、總會の權限と安全保障理事會の權限との關係が究明され、集團自衛の法理を導入して右決議の解釋を試みたもので、必らずしも通説ではないかもしれないが、右決議の解釋についての代表的なものの一つとして注目してよい。

これを要するに、著者は國際連合における安全保障制度を總括的に研究し、その中で既述のように多くの未開拓の分野を開拓しているが、一面その内容について反對説を容れる餘地を残すものもある。

また本書の歴史的敘述の部分には若干遺憾の點もあるが、その全般を通じて示されている著者の學殖は、法學博士の學位を與えるに充分なものとする。

昭和三十四年三月二十八日

主査委員 慶應義塾大學法學部教授

島田 久吉

同

法學博士 前原 光雄

同

法學博士 英 修道